

# 令和 8 年度 仕 様 書

委 託 名	下水道水質分析業務委託(単価契約)
委 託 場 所	川越市大字的場2646番地1
委 託 大 要	<p>委託大要</p> <p>事業所排水及びその他必要とする下水の水質分析(採水検体の運搬を含む)を実施する。</p> <p>委託期間</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日</p>

令和8年度 下水道水質分析業務委託(単価契約)単価表

(税抜き)

No.	項目	単価(円)
1	水素イオン濃度	
2	生物化学的酸素要求量	
3	化学的酸素要求量	
4	浮遊物質	
5	油分(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)	
6	フェノール類(フェノール類含有量)	
7	銅(銅含有量)	
8	亜鉛(亜鉛含有量)	
9	溶解性鉄(溶解性鉄含有量)	
10	溶解性マンガン(溶解性マンガン含有量)	
11	クロム(クロム含有量)	
12	全リン(リン含有量)	
13	全窒素(窒素含有量)	
14	カドミウム(カドミウム及びその化合物)	
15	全シアン(シアン化合物)	
16	鉛(鉛及びその化合物)	
17	六価クロム(六価クロム化合物)	
18	砒素(砒素及びその化合物)	
19	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	
20	アルキル水銀(アルキル水銀化合物)	
21	ポリ塩化ビフェニル	
22	有機燐化合物(O-P)	
23	トリクロロエチレン	1項目の場合
24	テトラクロロエチレン	2項目の場合
25	1,1,1-トリクロロエタン	3項目の場合
26	1,1,2-トリクロロエタン	4項目の場合
27	四塩化炭素	5項目の場合
28	ジクロロメタン	6項目の場合
29	1,2-ジクロロエタン	7項目の場合
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	8項目の場合
31	1,1-ジクロロエチレン	9項目の場合
32	1,3-ジクロロプロペン	10項目の場合
33	ベンゼン	11項目の場合
34	1,4-ジオキサン	
35	シマジン	
36	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	
37	チウラム	
38	セレン(セレン及びその化合物)	
39	ふっ素(ふっ素及びその化合物)	
40	ほう素(ほう素及びその化合物)	
41	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
42	ヨウ素消費量	
43	大腸菌数	
<b>合 計</b>		

## 特記仕様書

### 1. 委託名

下水道水質分析業務委託（単価契約）

### 2. 目的

本業務委託は、公共下水道及び流域下水道の機能等を保全し、公共下水道からの放流水を一定の基準に適合させ、公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

### 3. 適用範囲

本仕様書は、川越市上下水道局が委託する下水道水質分析業務委託（単価契約）に関し、必要な事項を定めるものである。

### 4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 5. 委託場所

川越市大字的場2646番地1

### 6. 委託内容

別紙「分析項目及び測定方法」の分析項目中で、分析を必要とする項目を随時実施する。

#### ◇検体の種類

- (1) 事業所排水
- (2) その他発注者が必要と認めた検体

### 7. 支払い方法

月払い

### 8. 入札価格の算出について

- (1) 入札額は、各項目の分析単価の合計（税抜き）とする。
- (2) 各項目の分析単価は、その合計額を発注者が示した案分率に基づき配分し、決定する。配分の際は、各項目の1円に満たない端数を切り捨て、「No. 33 11項目の場合」の項目で端数処理を行う。
- (3) 入札額を算出するにあたり参考として年間予定検体数を示す。ただし、これは現時点での予定数であり実施数を保証するものではない。

### 9. 業務実施要領

- (1) 受注者は、原則として別紙「分析項目及び測定方法」に記載されている方法により分析を行い、常に分析精度の確保に努めなければならない。
- (2) 発注者は、受注者の分析体制を確認するため、立入検査を実施することができる。
- (3) 夜間及び休日等に発生した水質事故時（緊急時）の連絡及び分析体制については、以下のとおりとする。
  - ① 受注者は、緊急時の連絡及び分析体制について、24時間体制とする。
  - ② 受注者は、緊急時に発注者から分析依頼があった場合、原則1時間以内に検体を引き取り、発注者の指定する日時に速報値を報告するものとする。
  - ③ これに係る分析項目の単価は、契約単価に1.3を乗じた額（1円未満切捨て）とする。
- (4) 受注者は、基準値を超える数値が検出された場合、直ちに発注者に報告するものとする。
- (5) 発注者は分析結果に疑義が生じた場合、発注者が指定する日時及び場所で受注者の計量管理者

に説明を求めることができ、受注者はこれに応じるものとする。

- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市上下水道局の承諾を得る必要がある。

#### 10. 業務開始前の準備

- (1) 受注者は、連絡体制表（任意様式）を作成し、発注者へ提出するものとする。  
(2) 検体の採水容器は受注者の負担とし、常に一定の検体が採水できるよう、発注者が指定する場所に搬入しておくものとする。  
(3) 受注者は、検体の区別のために使用するタックシール等及びシアン等の固定用試薬について、発注者が指定する場所へ搬入する。また、発注者からの補充依頼の連絡には、速やかに応じるものとする。

#### 11. 分析の依頼

検体引き渡し日及び検査項目の予定は、原則一週間前までに電子メール等で連絡する。なお、雨等により、検体引き渡し日当日の判断で、中止又は変更となることがある。

#### 12. 検体の採取、引き渡し等

- (1) 検体の採取は、原則として発注者が行う。  
(2) 採取した検体の引き渡しは、発注者が指定した場所・時刻に行う。  
(3) 採水時の簡易検査において異常値が検出された項目については、検体引き渡し時に受注者へ伝達する。なお、分析項目や検体の増減があった場合は、検体引き渡し時に受注者へ伝達する。  
(4) 受注者は検体引き渡し日に、分析項目ごとに分析又は必要な前処理等を行い、検体の適正な管理に努めるものとする。なお、緊急時は至急分析を始めるものとする。  
(5) 受注者は分析を終えた後においても、検査の合格通知書を受領するまでの間、検体を保管しなければならない。  
(6) 残余検体及び検体容器は、受注者の責任において適正に処分するものとする。

#### 13. 責任者の指定

受注者は業務が円滑に実施できるよう事前に責任者を定めておくこと。又、発注者と連絡を密にして業務を遂行すること。

#### 14. 業務完了報告書等

- (1) 分析業務が完了したときは次の事項を厳守し、報告書を持参して提出するとともに、発注者の検収を受けるものとする。また、発注者が指定した様式（様式1）にデータ入力したものを報告書提出期限内に電子データで提出するものとする。

＊提出期限：検体受取後20日以内（ただし、発注者の指示する場合は、これに従うこと）

＊提出部数：2部（ただし、発注者の指示する場合は、これに従うこと）

＊提出先：川越市上下水道局上下水道管理センター

- (2) 報告の内容

報告書には、次の事項を記載すること。

＊検体の名称   ＊検体の採水年月日及び時刻   ＊検体の受取年月日   ＊分析項目

＊分析方法   ＊報告下限値（検出下限）   ＊単位

＊証明年月日   ＊環境計量士の氏名（押印）   ＊分析結果

＊所在地及び電話番号   ＊検査機関名及び登録番号

様式1には、次の事項を記載すること。

＊検体の名称   ＊検体の採水年月日及び時刻   ＊分析項目   ＊分析結果

＊単位   ＊分析完了年月日

- (3) 書類等の保管

分析に使用した野帳、その他の書類は報告書提出後3年間保存し、発注者が提出を求めた際は、

これに応じること。

15. その他

- (1) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。

## 令和8年度 下水道水質分析業務委託(単価契約) 案分率

No.	項目	案分率(%)
1	水素イオン濃度	0.1179
2	生物化学的酸素要求量	0.7531
3	化学的酸素要求量	0.4055
4	浮遊物質	0.4390
5	油分(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)	0.8017
6	フェノール類(フェノール類含有量)	0.8017
7	銅(銅含有量)	0.6947
8	亜鉛(亜鉛含有量)	0.6947
9	溶解性鉄(溶解性鉄含有量)	0.6947
10	溶解性マンガン(溶解性マンガン含有量)	0.6947
11	クロム(クロム含有量)	0.6947
12	全リン(リン含有量)	0.6321
13	全窒素(窒素含有量)	0.6321
14	カリウム(カリウム及びその化合物)	0.6321
15	全シアン(シアン化合物)	0.6947
16	鉛(鉛及びその化合物)	0.6321
17	六価クロム(六価クロム化合物)	0.6612
18	砒素(砒素及びその化合物)	0.8039
19	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	0.8039
20	アルキル水銀(アルキル水銀化合物)	1.8636
21	ポリ塩化ビフェニル	3.0909
22	有機燐化合物(O-P)	2.3792
23	トリクロロエチレン	1項目の場合 2.7024
24	テトラクロロエチレン	2項目の場合 3.3456
25	1,1,1-トリクロロエタン	3項目の場合 3.9884
26	1,1,2-トリクロロエタン	4項目の場合 4.6318
27	四塩化炭素	5項目の場合 5.2747
28	ジクロロメタン	6項目の場合 5.9179
29	1,2-ジクロロエタン	7項目の場合 6.5612
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	8項目の場合 7.2040
31	1,1-ジクロロエチレン	9項目の場合 7.8474
32	1,3-ジクロロプロパン	10項目の場合 8.4903
33	ベンゼン	11項目の場合 9.4341
34	1,4-ジオキサン	2.8003
35	シマジン	2.3887
36	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	2.3887
37	チウラム	2.3887
38	セレン(セレン及びその化合物)	0.6952
39	ふっ素(ふっ素及びその化合物)	0.8332
40	ほう素(ほう素及びその化合物)	0.8332
41	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1.3955
42	ヨウ素消費量	0.4927
43	大腸菌数	0.7678
<b>合 計</b>		100.0000

## 令和8年度 下水道水質分析業務委託(単価契約) 予定検体数

No.	項目	検体数
1	水素イオン濃度	281
2	生物化学的酸素要求量	134
3	化学的酸素要求量	0
4	浮遊物質	134
5	油分(ノルマルヘキサン抽出物質含有量)	213
6	フェノール類(フェノール類含有量)	34
7	銅(銅含有量)	92
8	亜鉛(亜鉛含有量)	103
9	溶解性鉄(溶解性鉄含有量)	93
10	溶解性マンガン(溶解性マンガン含有量)	39
11	クロム(クロム含有量)	69
12	全リン(リン含有量)	134
13	全窒素(窒素含有量)	134
14	カリウム(カリウム及びその化合物)	26
15	全シアン(シアン化合物)	31
16	鉛(鉛及びその化合物)	103
17	六価クロム(六価クロム化合物)	59
18	砒素(砒素及びその化合物)	25
19	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	51
20	アルキル水銀(アルキル水銀化合物)	0
21	ポリ塩化ビフェニル	0
22	有機燐化合物(O-P)	0
23	トリクロロエチレン	1項目の場合 12
24	テトラクロロエチレン	2項目の場合 6
25	1,1,1-トリクロロエタン	3項目の場合 12
26	1,1,2-トリクロロエタン	4項目の場合 0
27	四塩化炭素	5項目の場合 4
28	ジクロロメタン	6項目の場合 0
29	1,2-ジクロロエタン	7項目の場合 3
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	8項目の場合 10
31	1,1-ジクロロエチレン	9項目の場合 0
32	1,3-ジクロロプロパン	10項目の場合 0
33	ベンゼン	11項目の場合 0
34	1,4-ジオキサン	15
35	シマジン	0
36	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0
37	チウラム	0
38	セレン(セレン及びその化合物)	18
39	ふっ素(ふっ素及びその化合物)	74
40	ほう素(ほう素及びその化合物)	70
41	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	82
42	ヨウ素消費量	16
43	大腸菌数	0
<b>合 計</b>		2,077

## 分析項目及び測定方法

No.	分析項目	測定方法
1	水素イオン濃度	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第1号に定める方法
2	生物学的酸素要求量	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第2号に定める方法
3	化学的酸素要求量	環境庁告示第64号第31号に定める方法
4	浮遊物質	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第3号に定める方法
5	油分(ノマルヘキサン抽出物質含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第6号に定める方法
6	フェノール類(フェノール類含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第36号に定める方法
7	銅(銅含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第37号に定める方法
8	亜鉛(亜鉛含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第38号に定める方法
9	溶解性鉄(溶解性鉄含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第39号に定める方法
10	溶解性マンガン(溶解性マンガン含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第40号に定める方法
11	クロム(クロム含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第41号に定める方法
12	全リン(リン含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第8号に定める方法
13	全窒素(窒素含有量)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第7号に定める方法
14	カドミウム(カドミウム及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第9号に定める方法
15	全シアン(シアン化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第10号に定める方法
16	鉛(鉛及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第12号に定める方法
17	六価クロム(六価クロム化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第13号に定める方法
18	砒素(砒素及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第14号に定める方法
19	総水銀(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第15号に定める方法
20	アルキル水銀(アルキル水銀化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第16号に定める方法
21	ポリ塩化ビフェニル	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第17号に定める方法
22	有機燐化合物(O-P)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第11号に定める方法
23	トリクロロエチレン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第18号に定める方法
24	テトラクロロエチレン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第19号に定める方法
25	1,1,1-トリクロロエタン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第25号に定める方法
26	1,1,2-トリクロロエタン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第26号に定める方法
27	四塩化炭素	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第21号に定める方法
28	ジクロロメタン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第20号に定める方法
29	1,2-ジクロロエタン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第22号に定める方法
30	シス-1,2-ジクロロエチレン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第24号に定める方法
31	1,1-ジクロロエチレン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第23号に定める方法
32	1,3-ジクロロプロパン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第27号に定める方法
33	ベンゼン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第31号に定める方法
34	1,4-ジオキサン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第35号に定める方法
35	シマジン	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第29号に定める方法
36	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第30号に定める方法
37	チウラム	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第28号に定める方法
38	セレン(セレン及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第32号に定める方法
39	ふっ素(ふっ素及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第34号に定める方法
40	ほう素(ほう素及びその化合物)	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第33号に定める方法
41	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第5号に定める方法
42	ヨウ素消費量	下水の水質の検定方法等に関する省令第7条に定める方法
43	大腸菌数	下水の水質の検定方法等に関する省令第6条に定める方法

\* 下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年12月17日厚生省・建設省令第1号)

\* 環境庁告示第64号:排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

\* 上記以外の分析方法の採用については担当者と協議するものとする

